

2022年11月30日

金融庁監督局総務課監督調査室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する
意見について

今般、標記改正案（2022年11月1日公表）に対する意見を別紙のとおり取り
まとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見

(※) 該当箇所は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）のものであり、他の一部改正（案）に対する意見等も同様。

項番	該当箇所 (※)	意見等
—	総論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者保証の必要性、解除の道筋を示すことは、保証を徴求する側の責務と考えられ、既に経営者保証ガイドラインにおいて謳われていることから、説明内容の明確化や、監督当局によるモニタリングの方法として記録化を加える点は首肯できる。 ・ 一方、「説明内容の明確化」に関して、経営者保証ガイドラインでは、「法人個人の一体性の解消」「財務基盤の強化」「財務状況の適時適切な情報開示」という3要件が将来に亘って充足されると見込まれる場合に、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や、停止条件または解除条件付保証契約等の代替的な融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえたうえで検討する、とされている。すなわち、経営者保証の徴求は、当該3要件だけをもって判断されるものではなく、様々な状況を総合的に判断したうえで検討がなされるものである。中小企業の状況はそれぞれ異なる中、中小企業に対し、定量的・客観的な統一の目線を示すことは実務的に困難。仮に目線のひとつや例示として示す場合でも、日々対象企業を取り巻く環境が変化する中で、混乱を招くことになりかねない。 ・ また、「説明内容の記録化」に関して、各行における既存の対顧活動の記録化方法は区々であり、その内容や監督当局への報告方法等によっては大きな負担増となる可能性があるため、運用の開始にあたっては、金融界との事前の十分な調整をお願いしたい。 ・ また、経営者保証の解除が目的化することは、適切な与信判断ができず、結果として信用市場への悪影響を及ぼす懸念が生じる。
1	II-3 業務の適切性 II-3-2 利用者保護等 II-3-2-1-2 主な着眼点 (2) 契約時点等における説明 ①ハ、ニ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証人に対する説明の記録化については、増加する現場の負担軽減や記録内容の必要十分性を担保するため、最低限必要な説明に関する例示等について、金融界との事前の十分な調整をお願いしたい。
2	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者保証の徴求や解除については、お客さまを取り巻く状況にも応じた柔軟かつきめ細やかな対応をしてお

項番	該当箇所 (※)	意見等
		<p>り、本部において個別事情も踏まえた検証を1件1件行うことは困難。したがって、保証人への説明の状況に係るモニタリング方法や報告内容についてはよく議論させていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、モニタリングで求められる報告内容によっては、システム開発や上記で述べたような行内での検証も含めた態勢整備が必要となる可能性もあり、報告にあたっては十分な協議とリードタイムをお願いしたい。
3	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者保証に関しては、すでに経営者保証ガイドラインの活用実績調査等があるため、新たな報告にあたっては、既存報告への項目追加等に対応する等、できるだけ報告負担が増加しないようにしていただきたい。
4	<p>Ⅱ-3-2-1-2 主な着眼点 (2) 契約時点等における説明 ①商品又は取引の内容及びリスク等に関する説明 ニ a、b ②契約締結の客観的合理的理由の説明 ハ c</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・注書に「『経営者保証に関するガイドライン』第4項(2)に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。」とあるが、経営者保証ガイドラインのQA5-1では、「目線を示すことが望ましい」とされているのは「資産・収益力」についてであり、その他の要素については「債務者の状況に応じて個別に具体的に説明することが求められる」とされている。 ・経営者保証ガイドラインのQAの記載と同様「資産・収益力については可能な限り定量的な目線を示すことが望ましい」とし、同QAに記載のない「その他の要素」に関する記載は削除していただきたい。
5	<p>Ⅱ-3-2-1-2 主な着眼点 (2) 契約時点等における説明 ①商品又は取引の内容及びリスク等に関する説明 ニ b</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本項は「契約時点等における説明」であることから、「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」についても、契約時点等における個別具体的内容を説明する趣旨と理解しているが、相違ないことを確認させていただきたい。
6	<p>Ⅱ-3-2-1-2 主な着眼点 (2) 契約時点等における説明 ②契約締結の客観的合理的理由の説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「説明内容の記録化」に関して、項番1～3と同様。 ・「定量的、客観的・具体的な目線」に関して、項番4および5と同様。
7	<p>Ⅱ-4 金融仲介機能の発揮 Ⅱ-4-2 主な着眼点 (5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」に関して、項番5と同様。
8	<p>Ⅱ-10 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等 Ⅱ-10-1 意義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者保証ガイドラインに係る取組方針等について、既に公表している金融機関においては、必要に応じて見直し等の対応は行うものの、必ずしも新たに公表し直す必要はないとの理解でよいか。 ・なお、取組方針等において、定量的・客観的な目線を示すことは実務的に困難であるほか、「無保証件数●件」

項番	該当箇所 (※)	意見等
		<p>「無保証割合●%」等の定量的な方針は、経営者保証の解除が目的化し適切な与信判断ができず、結果として信用市場への悪影響が懸念されることから、監督当局としてそのような取組方針の策定を促すことがないようにしていただきたい。</p>
9	II-10-2 主な着眼点 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」に関して、項番5と同様。
10	II-10-2 主な着眼点 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「定量的、客観的・具体的な目線」に関して、項番4および5と同様。
11	II-10-2 主な着眼点 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ・「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」に関して、項番5と同様。
12	II-10-3 監督手法・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「取組方針等の公表」に関して、項番8と同様。

以上